

各位

(BCC 送信)

【目次】

■鹿児島県からのお知らせ

1. 『平成 23 年度新エネルギー導入セミナー』の開催について

■九州経済産業局からのお知らせ

1. 平成 23 年 10 月から内容が充実する中小企業倒産防止共済制度について
2. 社内研修等に活用ください「下請代金法簡易試験」について
3. 「九州知的財産戦略センター」のご紹介

【内容】

■鹿児島県からのお知らせ

1. 『平成 23 年度新エネルギー導入セミナー』を開催します

●日時：平成 23 年 10 月 19 日（水）13:15～17:00

●場所：マリnpレスかごしま

住所：鹿児島県鹿児島市与次郎 2 丁目 8 - 8

電話：099-206-3838

●内容：

(1) 県の新エネルギー対策について 鹿児島県環境林務部地球温暖化対策課

(2) 国の新エネルギー政策について 経済産業省九州経済産業局

(3) 基調講演

新エネルギーの有効活用と課題

筑波大学大学院 システム情報工学研究科リスク工学専攻 教授

内山洋司 氏

(4) 事例報告

・太陽熱利用機器の最新動向と導入事例について

ソーラーシステム振興協会 技術部長 時岡 義雄 氏

・「省エネルギー体験住宅」について

鹿児島県住宅政策室 技術専門員 佐伯正彦

・地域資源を活かした小型地熱発電について

霧島国際ホテル 技術顧問 大窪三郎 氏

・BDFを通じた循環型社会の形成を目指して

南九州リサイクル事業地域協議会 山下裕一 氏

(5) 質疑応答

●申込方法：「申込用紙」に必要事項を記載の上、御応募ください
(e-mail での応募可)。

○詳しくはこちら↓をご覧ください。

<http://www.pref.kagoshima.jp/infra/energy/new/new-seminar.html>

.....

■九州経済産業局からのお知らせ

●1. 平成 23 年 10 月から**中小企業倒産防止共済制度**が充実します
「中小企業倒産防止共済法の一部を改正する法律の施行期日を定める政令」が
9 月 13 日に閣議決定されました。

(1) 中小企業倒産防止共済法について

中小企業倒産防止共済制度は、取引先が倒産した場合に、中小企業基盤整備機構が、

★納付された掛金の 10 倍（現行限度額 3,200 万円）、
★取引先企業の倒産によって回収困難となった売掛金債権の額、
のいずれか少ない額の範囲内において、共済契約者に対し、無利子・無担保・
無保証人で共済金の貸付けを行い、中小企業の連鎖倒産を防止する制度です。

(2) 今回改正される改正事項の概要

★貸付限度額等の引上げ

貸付限度額：3,200 万円 → 8,000 万円

掛金総額：320 万円 → 800 万円

掛金月額：8 万円 → 20 万円

★償還期間の延長（現行は一律 5 年間）

5,000 万円未満 → 5 年

5,000 万円以上 6,500 万円未満 → 6 年

6,500 万円以上 8,000 万円以下 → 7 年

★早期償還手当金制度の創設

貸付金を繰り上げて償還した完済者に対し、新たに手当金を支給。

(参考) 手当金の具体例

5, 000万円の共済金を償還期間6年で貸付けを受けた後、2年後に全額繰上償還を行った場合(4年間の前倒し償還)の早期償還手当金の額は80万円となる。

なお、詳細については以下HPをご覧ください。

<http://www.chusho.meti.go.jp/keiei/kyosai/2011/110913KyosaiKijitu.htm>

.....

● 2. 「下請代金法簡易試験」の掲載について

中小企業庁では、下請代金支払遅延等防止法(下請代金法)の理解をより深めていただくために下請代金法の簡易試験問題(30問)を作成しました。

下請代金法の基本的な問題となっており、各問の解説もされています。個人の理解度のチェックや企業内研修にご活用ください。

<下請代金法簡易試験>

<http://www.chusho.meti.go.jp/keiei/torihiki/shiken.htm>

<下請取引適正化推進講習会テキスト>

<http://www.chusho.meti.go.jp/keiei/torihiki/2009/download/091102ShitaukeWorkshopText.pdf>

.....

● 3. シリーズ

～ 経営力強化の扉～タタけよ、さらば開かれん～

今回は、特許、意匠、商標などの知的財産に関する御相談への対応や登録原簿謄本の交付等を行っている「九州知的財産戦略センター」のご紹介です。

九州知的財産戦略センターは、企業経営における知的財産の経営戦略化による産業クラスター計画の一層の促進と中小・ベンチャー企業の競争力の強化を目指して、特許等知的財産に関する支援や相談をワンストップで提供するために、平成15年11月より設置しております。

業務内容については以下のとおりです。

- ・ 産業財産権に関する個別相談

- ・産業財産権関連書籍の閲覧
- ・登録原簿謄本の交付（有料）
- ・知的財産制度説明会、セミナー・イベントのご案内

出願などの手続はもちろん、そもそも知的財産とはどのようなものかといった御相談から活用についてまでワンストップで対応致します。

詳しくは以下HPをご覧ください。

<http://www.kyushu-chizai.com/about/outline.html>

.....
本日のE:mail 通信は以上です。

*****発信者*****

霧島商工会議所 専務理事 中村博昭

nakamura@kirishima-cci.or.jp

電話 0995-45-0313 FAX0995-45-5662

<http://www.kirishima-cci.or.jp/>
